

食品衛生法に基づく違反者等の公表に関する要領

(要旨)

第1条 この要領は、食品衛生法(昭和22年法律第233号。以下「法」という。)第63条に基づく違反者の公表並びにその他公衆衛生上の観点から必要とされる公表について、必要な事項を定める。

(公表の実施者)

第2条 公表は、生活衛生課が実施する。

(公表の対象)

第3条 公表の対象者は、次に定める者とする。

(1) 法第54条(法第62条第1項及び第3項において準用する場合を含む。)、法第55条(法第62条第1項及び第3項において準用する場合を含む。)又は法第56条(法第62条第1項及び第3項において準用する場合を含む。)の規定による処分(以下「処分」という。)を受けた者

(2) 保健所長名の書面による行政指導を受けた者

2 緊急的に行う監視及び収去検査の結果等については、危害発生状況、危害拡大の可能性及び社会に及ぼす影響を勘案し公表する。

(公表の方法等)

第4条 公表は、市ホームページへの掲載及び報道機関への情報提供により実施する。

2 市ホームページへは速やかに掲載するものとし、公表期間については次のとおりとする。

(1) 処分の場合は、当該処分を行った翌日から起算して30日を下らない期間を公表期間とする。ただし、営業の禁停止期間が30日間をこえる場合は、当該期間を公表期間とする。

(2) 書面による行政指導の場合は、違反状況が改善された後、30日間を下らない期間を公表期間とする。

(3) 緊急的に行う監視及び収去検査の結果等については、30日間を下らない期間を公表期間とする。

3 報道機関への情報提供は、危害発生状況、危害拡大の可能性及び社会に及ぼす影響を勘案し行うものとし、処分及び書面による行政指導(以下「処分等」という。)を行った場合は、当日中に実施する。

(公表の内容)

第5条 公表の内容は次のとおりとする。

(1) 施設等に関する処分等については、次に掲げるものについて公表する。

ア 処分等を受けた営業者の氏名(法人にあっては、その名称、代表者の氏名及びその主たる事務所の所在地)

イ 処分等の対象となった施設の名称及び所在地

ウ 処分等の対象となった違反食品等

エ 処分等を行った理由

オ 処分等の内容

カ 処分等を行った措置状況

(2) 違反食品等に関する処分等については、原則として、次に掲げるものについて公表する。なお、違反食品等の回収等が必要な場合は、販売店の名称等についても公表する。

ア 処分等を受けた事業者の氏名（法人にあっては、その名称、代表者の氏名及びその主たる事務所の所在地）

イ 違反食品等が特定できる事項

(ア) 名称及び商品名

(イ) 違反食品等の製造者又は加工者（輸入食品にあっては、輸入業者）の氏名（法人にあっては、その名称、代表者の氏名及びその主たる事務所の所在地）

なお、青果類等農産物の処分等が生産者に帰属する場合は、製造者又は加工者の氏名等に代え、生産者団体名等とする。

(ウ) 違反食品等の製造所又は加工所の所在地（輸入食品にあっては、輸入業者）

(エ) その他違反食品等を特定するために必要な事項

ウ 違反理由

エ 違反食品等の措置状況

（関係機関との協議）

第6条 公表に際しては、関係部局と協議し、個人情報保護に十分配慮するとともに違反食品等の原因施設（製造者又は輸入所在地）が市外にある場合は、事前に当該施設を所管する行政機関と十分協議する。

附 則

この要領は、平成22年2月1日から施行する。

参考：要領第3条第1項第1号に関する処分内容

条 文	内 容
<p>第3条第1項第1号 法第54条（法第62条第1項及び第3項において準用する場合を含む。）法第55条（法第62条第1項及び第3項において準用する場合を含む。）又は法第56条（法第62条第1項及び第3項において準用する場合を含む。）の規定による処分</p>	<p>【法第54条】（廃棄処分・危害除去命令） ・法第6条：不衛生な食品又は添加物の販売等の禁止 ・法第9条：病肉等の販売等の禁止 ・法第10条：添加物等販売等の禁止 ・法第11条第2項：食品又は添加物の製造等の基準及び成分規格の基準に合わない食品等の販売等の禁止 ・法第11条第3項：農薬等の残留する食品の販売等の禁止 ・法第16条：有毒有害な器具又は容器包装の販売等の禁止 ・法第18条第2項：器具又は容器包装の規格基準に合わないものの販売等の禁止 ・法第20条：虚偽表示等の禁止 の規定に違反した場合 ・法第8条第1項：特定の食品及び添加物の販売、製造、輸入等の禁止 ・法第17条第1項：特定の器具又は容器包装の販売、製造、輸入等の禁止 の規定による禁止に違反した場合</p> <p>【法第55条第1項（市長権限）】（許可の取消・営業の禁停止） ・法第6条：不衛生な食品又は添加物の販売等の禁止 ・法第9条：病肉等の販売等の禁止 ・法第10条：添加物等販売等の禁止 ・法第11条第2項：食品又は添加物の製造等の基準及び成分規格の基準に合わない食品等の販売等の禁止 ・法第11条第3項：農薬等の残留する食品の販売等の禁止 ・法第16条：有毒有害な器具又は容器包装の販売等の禁止 ・法第18条第2項：器具又は容器包装の規格基準に合わないものの販売等の禁止 ・法第19条第2項：食品、添加物、器具又は容器包装の表示の基準に合わないものの販売等の禁止 ・法第20条：虚偽表示等の禁止 ・法第25条第1項：検査（タール色素）合格票の付されたもの以外の使用 ・法第26条第4項：検査命令を受けた食品等の販売等 ・法第48条第1項：食品衛生管理者の設置 ・法第50条第3項：管理運営基準の遵守 の規定に違反した場合 ・法第7条第1項から第3項：新開発食品等の販売禁止 ・法第8条第1項：特定の食品及び添加物の販売、製造、輸入等の禁止 ・法第17条第1項：特定の器具又は容器包装の販売、製造、輸入等の禁止 の規定による禁止に違反した場合 ・法第52条第2項第1号、第3号：欠格事項に該当するに至った場合 ・法第52条第3項：有効期間及びその他付した条件の規定による条件に違反した場合</p> <p>【法第55条第2項（大臣権限）】</p> <p>【法第56条】（改善命令・許可の取消・営業の禁停止） ・法第51条：営業施設の基準 の規定による基準に違反した場合</p> <p>【法第62条第1項・第3項】（おもちゃ及び営業以外の食品供与施設への準用規定）</p>